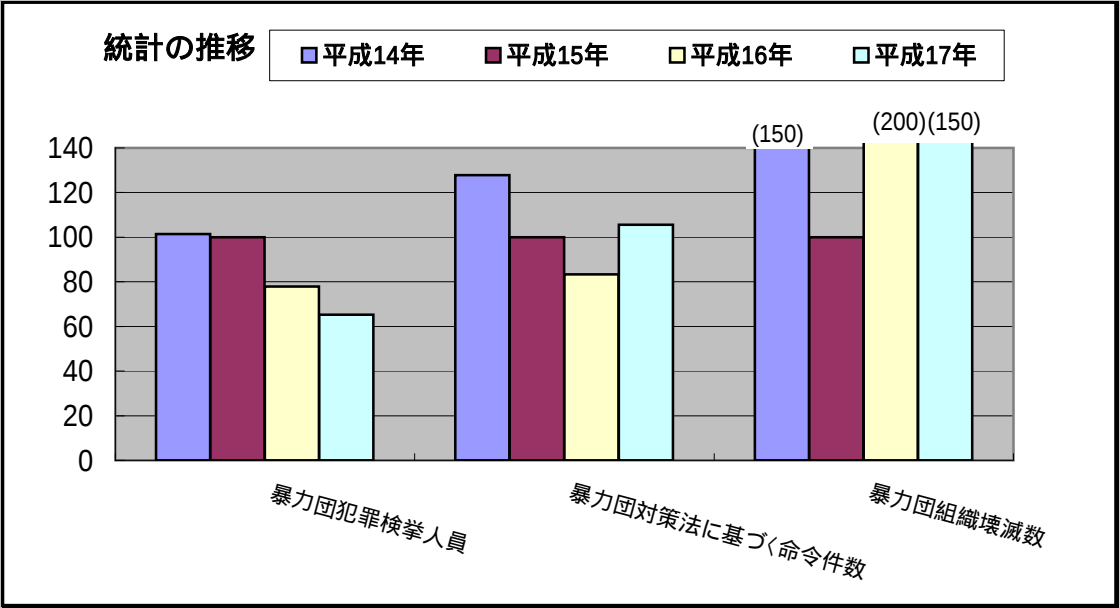


業務名	暴力団総合対策の推進
-----	------------

○業務に関する統計

項 目	統 計 の 推 移				
暴力団犯罪検挙人員	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	単位
	354	349	272	228	人
暴力団対策法に基づく命令件数	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	単位
	23	18	15	19	人
暴力団組織壊滅数	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	単位
	3	2	4	3	団体
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	単位



< グラフは、平成15年を100とする指数で表した。 >

○業務の主なコスト

No	事 業 名	平成17年度事業費(千円)	平成18年度事業費(千円)
1	暴力団対策警察費	1,156	1,846
2	暴力団対策推進費	11,815	11,527
3			
4			
5			
6			
7			
8			
合 計		12,971	13,373

○平成17年の取組み

- 暴力団犯罪を検挙するため、関係警察署との合同捜査を推進するとともに、暴力団幹部被害にかかるけん銃使用殺人事件において全国で初めて通信傍受法を適用するなど、迅速・的確な捜査を実施した結果、暴力団幹部等7人をはじめ、暴力団員228人を検挙した。
- 暴力団等からの不当要求を排除するため、財団法人暴力追放三重県民センターと連携して、県内の主要地域5箇所で三重県弁護士会民事介入暴力対策委員会の弁護士等による民事介入暴力巡回無料法律相談を実施した結果、469件の相談を受理し、相談を端緒に16件の事件化を図ったほか、暴力団対策法による行政命令19件を発出した。
- 暴力団員等を暴力団から離脱、社会復帰させるため、暴力団離脱相談専用電話「組抜け110番」、三重県警察社会復帰アドバイザー等を積極的に活用し、30名を暴力団組織から離脱させるとともに、就職斡旋をするなど同人らの社会復帰に貢献した。
- 暴力団等からの不当要求等に対する被害を防止するため、財団法人暴力追放三重県民センターとの連携を強化し、事業所の不当要求防止責任者に対し責任者講習を35回（1,610人）実施した。
- 公共工事から暴力団、暴力団関係業者を排除するため、協定に基づく国及び県の関係行政機関への情報提供に努めた結果、同行政機関において、暴力団が関与する建設業者に対する公共工事からの指名停止処分を行い、暴力団排除気運の高揚を図った。

○課題と平成18年の取組み

- 組織の実態を隠蔽し、正当な事業活動、政治活動等を仮装しての資金獲得活動が顕著となっており、また暴力団による犯罪の態様も多様化・巧妙化するなど、その取締りは一層困難になっていることから、あらゆる法令を駆使しての首領、幹部を含む暴力団員等の大量検挙、資金源の封圧、銃器・薬物の取締りを強力に推進して、暴力団組織の弱体化・壊滅を図る。
- 暴力団員等が、不正な利益を得る目的で、地方公共団体等の行政機関を対象として行う違法又は不当な行為を排除するため、財団法人暴力追放三重県民センターや弁護士会と連携し、
 - ・ 行政機関、企業等との連絡体制の確立
 - ・ 行政機関職員に対する責任者講習の実施
 - ・ 暴力団員等に対する損害賠償請求訴訟に対する支援
 - ・ 暴力団事務所撤去等に対する支援
 - ・ 「不当要求防止に関する要綱」の未制定市町に対する制定の促進など、諸対策の一層の推進を図る。
- 暴力団員等による違法又は不当な行為の被害者等が相談しやすい環境の整備に努めるとともに、相談の内容に応じ、
 - ・ 事件化
 - ・ 暴力団対策法による命令の発出
 - ・ 暴力的要求行為等の相手方に対する援助措置を行う。